

特別徴収への切替申請書

(宛先) 向日市長

〇〇 年 7 月 5 日 提出

特別徴収義務者
指 定 番 号

2 0 1 2 3 4 5 6 ・ 新規

給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒 617-0002 向日市寺戸町中野〇番地〇												担 当 者 連 絡 先	所 属	経理係
	フリガナ 名 称	△△ △△(株)													氏 名	向日 〇〇
	個人番号又は 法 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3		4	電 話

◎ 次の納税者について 9 月分から特別徴収を開始します。

フリガナ	ムコウ ■■	通知書番号	212XX
氏 名	向日 ■■		
1月1日の住所	向日市上植野町南小路〇番地	納付済額 (普通徴収分)	100, 000 円 (第 2 期分まで)
現住所	同上	年 税 額	200, 000 円
生年月日	大 昭・平・令 〇〇年 〇月 〇日		

納入書送付の要否

必要 ・ 不要

備 考

[注意事項]

- 納期限の過ぎた普通徴収税額については、特別徴収へ切替ができません。また、納期限が未到来の普通徴収の納付書で納付しないよう給与所得者ご本人にお伝えください。
- 原則として、特別徴収の開始月は最短で、本市で不備なく受け付けた月の1か月後になりますので、開始月は提出日の1か月後以降の設定をお願いします。
なお、通知書の発送は受付した月の翌月の中旬頃になります。(例: 7月15日受付の場合、8月分給与から特別徴収の開始となり、通知の発送は8月中旬頃になります。)
- 特別徴収税額の事前連絡を希望される場合は、備考欄にその旨ご記入ください。お電話にてご連絡いたします。記載がない場合は、原則として事前連絡は行いません。
- 受給者番号の設定を希望される場合は、備考欄に記入してください。なお、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法を電子データで希望されている場合は、受給者番号の設定が必須です。

提出先

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市 税務課 市民税係
TEL : 075-874-2243